

建物を解体する場合は、市への届け出が必要です。各届出書は提出先窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

# 建物の解体には届け出が必要です

## ①解体前の届け出



▶提出・問い合わせ 建築指導課 ☎0287(62)7169

### 建設リサイクル法の届け出

床面積の合計が80平方メートル以上の建物を解体する場合など、建設リサイクル法の対象工事となる場合は、工事着手の7日前までに届出書の提出が必要です。



市ホームページ

### 建築基準法の除却届

建て替えを伴わない解体工事を行う場合で、工事部分が10平方メートルを超える場合は、建築基準法に基づき、工事着手前に建築物除却届の提出が必要です。  
※届け出は、施工業者が行います。

## ②解体後の届け出



▶問い合わせ 課税課 ☎0287(62)7366

### 家屋滅失届

固定資産税に関わるため、解体後は次のとおり届け出をしてください。届け出がない場合、取り壊した家屋に誤って課税されてしまう原因になります。

- ▶登記建物 法務局に滅失登記を申請
  - ▶未登記建物 市に家屋滅失届を提出
- ※届け出には、滅失日を確認できる書類が必要になる場合があります。  
▶提出先 課税課、 総務税務課、 総務福祉課、 帯根出張所



市ホームページ

### 廃棄物は適正に処分しましょう

建物の中にある不要な家電、家具などを放置した場合、解体工事業者とのトラブルの原因になります。種別に応じた許可業者に依頼して、適正に処分を行ってください。

▶問い合わせ  
 廃棄物対策課 ☎0287(62)7301

### 上下水道の手続きも確認を

上下水道の休廃止やそれに伴う給水装置の改造・撤去、浄化槽の撤去などの手続きは、事前に 管理課に確認してください。

▶問い合わせ  
 管理課 ☎0287(37)5213

## 危険な空き家を解体するための補助制度

▶申し込み・問い合わせ  
 本都市整備課 ☎0287(62)7162

そのまま放置すると倒壊などの危険がある空き家(特定空き家等)を解体するための費用の一部を市が補助します。

- ▶対象 特定空き家等を解体する所有者
- ▶条件 補助金交付決定通知書を受領後、市内業者を利用して特定空き家等の全部を解体・撤去すること
- ▶補助額 対象経費の2分の1(上限50万円)  
※居住誘導区域内は上限70万円。
- ▶その他 事前に「特定空き家等事前調査申込書」の提出が必要です。詳細は、 都市整備課に問い合わせるか、市ホームページを確認してください



市ホームページ

9月末までにマイナンバーカードを申請した人を対象に、最大20,000円分のマイナポイントが付与されます。マイナポイントの申し込みにはマイナンバーカードが必要です。希望する人はマイナンバーカードを申請してください。

## マイナポイント第2弾は3種類！



- 1 マイナンバーカードの新規取得で**5,000**円分  
※第1弾で上限5,000円分までのポイントを受け取っていない人も受取可。
- 2 健康保険証としての利用申し込みで**7,500**円分
- 3 公金受取口座の登録で**7,500**円分



最大**20,000**円分のマイナポイントを付与！



### ⚠ 注意

マイナポイントの取得には、9月末までにマイナンバーカードを取得し、来年2月末までにマイナポイントの申し込みを行う必要があります。詳しくは市ホームページか、総務省のホームページを見てください。



市ホームページ



総務省ホームページ

## マイナンバーカードの申請をサポートします

無料で顔写真撮影！

市では、マイナンバーカードの申請支援や顔写真の撮影を無料で行っています。ぜひ利用してください。

### ▶申し込み・問い合わせ

- (予約不要)  
 市民室特設ブース
- (要予約)  
 市民福祉課 ☎0287(37)5102  
 総務福祉課 ☎0287(32)2988  
 帯根出張所 ☎0287(35)2511

### ▶持ち物

身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)



市ホームページ

# マイナポイント第2弾実施中

お問い合わせ デジタル推進課 ☎0287(48)7852